愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)

(令和2年6月 作成) (令和7年11月一部改定)

1. 目的

愛知県建築局発注工事において情報共有システム(以下、「システム」という。)を利用する際は、「愛知県情報共有運用ガイドライン(以下、「運用ガイドライン」という。)」によることとします。本手引きは運用ガイドラインの補足として、愛知県建築局発注工事においてシステムを利用する際の取り扱い等を定めたものです。

なお、運用ガイドライン及び本手引きによりがたい場合は、受発注者間で協議し、 円滑な運用に努めてください。

※ システムの操作方法については、あいち建設情報共有システム ポータルサイトからダウンロードできる「操作マニュアル(工事版)」、「操作マニュアル(営繕工事)『あいち建設情報共有システム営繕工事電子成果品登録の手引き』」(以下、「成果品登録の手引き」という。)等を参考にしてください。

2. 情報共有システム利用に関する事前協議

【運用ガイドライン 3-3】

特記仕様書においてシステムを利用しないとなっている工事について、監督員は工事請負契約後なるべく早い時期に、工事請負者へシステムの利用有無を確認してください。工事請負者が利用を希望する場合は、監督員から建設企画課のシステム担当者へ連絡してください。

く 利用を指定された場合及び利用希望がある場合 >

工事請負者及び監督員は、システムの利用申し込みに先立ち、運用ガイドラインの「電子納品・情報共有事前協議チェックシート」の各項目について、図1を参考に両者で協議及び確認を行ってください。

なお、システム申込みの際に選択することになる、電子納品の適用範囲は「愛知 県電子納品運用ガイドライン(令和7年9月)」とし、工事種類等は「建築(営繕)」 とすることを確認してください。

< 利用希望がない場合 >

特に手続きは必要ありません。契約情報に基づき、システム運営者より工事請負者宛てに利用案内のメールが利用希望の有無にかかわらず送付されることがありますが、丁事請負者は**申込み手続きを行わないよう**注意してください。

愛知県 電子納品及び情報共有 協議チェックシート 【工事】

【記入例】				協議実施日 令和〇 年 〇 月 〇 日	
協議事項			発注者 請負者		
	1	事務所名等/請負会社名	建築局〇〇課	株式会社〇〇建設	
	'	専任監督員/現場代理人等	00 00	00 00	
		工事管理項目			
		工事番号	■ 建設·建築(管理番号: 2025-000000) □ 農林(案件番号:) □ その他()	
		工事名称 (工事名)	〇〇工事		
	2	対象水系路線名 (路線等の名称)			
		住所 (工事場所)	〇〇市〇〇町地内		
		施設名称	00		
		工事実績システム登録番号	999999999		
		発注図面等の提供			
	3	データ形式	■ SXF(sfc)形式 □ SXF(sfz)形式 □ PDF形式 [□紙 □その他()	
	٥	CAD製図基準等 準拠	■ 準拠 □ 非準拠 □ その他()	
		提供方法	■ 情報共有システム □ 電子メール □ 電子媒体(□	CD-R □ DVD-R □ その他()) □ その他()	
		電子納品の適用範囲	■ 愛知県電子納品運用ガイドライン(令和7年9月)	□ その他()	
		工事種類等	□ 一般土木 □ 電気通信設備 □ 機械設備 ■	建築(営繕)	
	4		□ 農林(土木) □ 農林(電気通信) □ 農林(機械) 口 その他()	
æ		電子納品対象に追加するもの	なし	手引きP1	
子		電子納品対象から外すもの	なし	3316.12	
śst		図面ファイルの形式	■ SXF(sfc)形式 ■ SXF(sfz)形式 □ PDF形式 [コその他()	
納		CAD製図基準等	□ 国土交通省CAD製図基準(平成29年3月版) 【	編】	
品	5		□ 農林水産省電子化図面データの作成要領(案)(平成	31年3月版)【編】	
			■ その他(国土交通省 営繕工事電子納品要領 令	和3年3月版)【編】	
		CAD製図基準等以外のレイヤ	□ C-WORK □その他()	□ C-WORKD □ その他()	
		工事写真の取り決め	データ形式はJPEG形式とする		
	6	デジタルカメラ有効画素数	100万画素程度に設定(<mark>120万</mark> 画素)		
		小黒板電子情報化の利用	■ 利用する □ 利用しない		
		(信憑性確認の方法)	(信憑性確認: ■ J-COMSIAツール □ その他())	
	7	電子納品の方法(いずれかを選択)	■ あいち建設情報共有システムを利用 □ オンライン電子網		
	8	(電子媒体の形式)	□ CD-RでフォーマットJoliet ■ DVD-Rでフォーマット		
		紙納品の提出部数	■ 電子納品対象外のもの:1部 ■ 施工計画書:1部	(紙提出を省略する部分: 資料編)	
		14 * 0 * 0 * 1 C	■ 契約図書等で指定されたもの(OO 1部		
		検査時の対応		情報共有運用ガイドラインP24	
	9	電子データによる検査 使用機器の準備(パンコン)	■写真■図面■ 打合せ簿□ その他ある■ ずリンタ■ 検査用モニタ	▼ 10 35 (電子成果データをダウンロード)	
		実用機合い芋爛(ハンコン)	■ フリンダ ■ 候 重用モニダ □ その他()		
		:	■ あいち建設情報共有システムを利用する	■ その他(追加モニタ1台)	
		INTERMEDATION	□ 利用しない 理由: □ 電子納品対象外 □ その	か他(情報共有運用ガイドラインP30	
施工	10	利用する帳票			
工中		機能利用の有無	■ 文書管理 ■ 掲示板 □ スケジュール □ そ0		
にお		打合せ簿添付ファイル最大値	1ファイル当たり ■ 50MB まで □()MBまで		
ける		:	■ インターネット電子メールを利用する		
1		メール送信可能な最大容量	■ 15.0MBまで	■ (20.0)MBまで	
子情	11	着信確認の方法	■ 受信した旨をメールで返信		
報		件名の取り決め	■ 件名は簡潔にし、あて名をカッコ書き内に記入 [コその他()	
の交		情報交換・共有のファイル形式	電子納品要領に定められたファイル形式のほか、本工事	の情報交換・共有に利用するファイル形式	
換		ワープロ	■ Word □ その他()		
共	12	表計算	■ Excel □その他()		
有		CAD	■ SXF(sfc) ■ SXF(sfz) □ OCF検定合格ソフト() □ その他(Ver.)	
		3Dデータ	□ LandXML □ IFC □ その他		
		地盤情報の外部公開の可否	□ ボーリング等の地質調査を実施する(実施しない場合	合は公開・非公開のチェック、備考の記入は不要)	
		ボーリング交換用データ	□ 公開 □ 非公開		
	13	土質試験結果一覧表データ	□ 公開 □ 非公開 情報共有運用ガイドライン	官庁営繕事業の電子納品は、 電子成果品作成支援・検索システムを利用すること。	
		備考*			
そ		<u>:^^^</u> コンピューターウィルス対策	使用ソフトウェア名: 〇〇〇〇	バー:: 0.0	
の他	14	定義ファイル更新頻度	■ 自動(オンライン)、 □ 手動() B(c1 度 □ R	道時	
-16	15	電子納品チェックシステム	■ 国土交通省版 (Ver. 4.1) □ 農林水産省版	- ·	
	Ť	データのバックアップ方法(媒体)	□ CD-R/W □ DVD-R/W □ BD-R/W ■ 外付		
	16	バックアップの頻度	■ 1回/日、 □ 1回/2日、 □ その他()	
	17	·			
	17	備考	社内規則及び JIS Q 27001 に基づく情報セキ	ユリナイ14年制 じ官理する	

情報共有運用ガイドラインP33 ※非公開の場合、その理由を記入する。また、ボーリングごとに公開、非公開が異なる場合、適宜記入欄の加除を行い利用する。

3. 情報共有システムの利用申込み

【運用ガイドライン 3-4】

システム運営者より工事請負者宛てに「利用に関するご案内」メールが送付されます。システムを利用する場合、**工事請負者は(専任)監督員と「電子納品・情報共有事前協議チェックシート」を用いて協議を行った後に**、メールの案内に従い利用申込みをしてください。申込み手続きの中で、適用する電子納品要領は「愛知県電子納品運用ガイドライン令和7年9月版【国土交通省 建築】」を選択してください。適用する電子納品要領は、利用申込後に変更することができませんので注意してください。

利用の申込みが完了すると、工事請負者の登録者及び監督員宛てに「利用開始のお知らせ」メールが届きます。

利用開始後、専任監督員は必要に応じて、工事監理受注者等の登録を行ってください。(登録する職位は「管理技術者」または「担当技術者」)登録はシステムのメニュー[その他]ー[案件管理]ー(案件を選択して)ー[案件情報]ー[担当者の追加・変更]から操作を行います。登録の際は最初に必ず会社名と氏名で検索を行ってください。検索の結果、表示された登録者の中から該当者を選択してください。検索の結果、当該者の登録がない場合[追加したい現場技術員が候補に出てこない場合はこちら]ボタンを押下し、新規登録依頼手続きを行ってください。

運営者より案内メール等が届かない場合や不明な点がある場合は、愛知県都市整備協会へルプデスクに問い合わせてください。

《 システムに関する問い合わせ先等 》

(公財) 愛知県都市整備協会 ヘルプデスク TEL 052-756-0032 9:00~17:00 (12:00~13:00 を除く) E-mail akjs-hd@aichi-toshi.or.jp

《 参考資料等の URL 》

運用ガイドライン: https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokyoyu.html

ポータルサイト: https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/

操作マニュアル (工事版): https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/manual/#manual b

成果品登録の手引き: https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/manual/#eizen

4. システムにより処理する書類

システム利用の対象は、運用ガイドラインに記載のとおり、監督員と現場代理人が 有する権限の範囲内で処理できる書類であり、契約関係書類等(契約者名で発する書 類) は含まれません。

システムによる提出等が可能な書類の例を表1に、システムを利用せず書面により処理する書類の例を表2に示します。表1によりがたい場合や、表1に記載のない書類の取り扱い等は、監督員と協議してください。なお、工事打合簿の指示・協議に用いるものは、工事打合簿に内容を直接書き込み、指示・協議を選択してください。

また、協議によりシステムによる提出とした書類において、紙による提出の方が望ましい事例があった場合(紙資料がある場合等)は、監督員とその都度協議し、紙提出とすることも可とします。(ある書類の提出方法が、システム利用の場合と紙の場合と混在する場合は、表を作成するなどにより管理(記録)してください。)

<表1>システムによる提出等が可能な書類の例

工事打合簿(指示・協議に用いるもの)	工事日報
再生資源利用計画書/再生資源利用促進計画書	休日・夜間作業届
実施工程表(完了)(月間及び週間工程表含む)	マニフェスト集計表
総合施工計画書(当初実施工程表含む)	コブリス・プラス登録済確認書
工種別施工計画書	再生資源利用実施書/再生資源利用促進実施書
施工体系図	PCB 調査報告書
施工体制台帳 ※運用ガイドライン P13 等参照	あいくる材使用状況報告書
使用資材(機材)一覧表	あいくる材使用実績集約表
材料(機器)搬入報告書	社内/監理/下検査報告書
施工報告書	竣工写真
施工図	完成図(竣工図)
機器承諾図	高度技術・創意工夫等に関する実施状況
材料(機器)試験報告書	試運転調整結果報告書
施工試験報告書	機器完成図/機器納入仕様書
登録内容確認書(コリンズ)	

<表2>システムを利用せず書面により処理する書類の例

現場代理人等通知書・経歴書	部分使用同意書	
請負代金内訳書	説明書(大気汚染防止法第 18 条の 15)	
建退共関係書類	作業完了報告書	
請負工事既成部分検査請求書	再資源化等報告書	
中間前払金支払認定請求書	各種試験成績書(紙のもの)	
完成通知書、指定部分完成通知書	保証書	

監督職員の承諾等が必要な書類は、システム上、工事打合簿に添付して提出することになります。システムのトップページから提出を押下し、カテゴリから「県様式(建築)工事打合簿」を選択してください。

また、書類を提出する際は、承認順序(誰にどの順番で承諾を得るか)の設定を行います。例として、現場代理人が発議する場合は、表 3-1 の承認順序がデフォルトとして設定されています。なお、工事打合簿の発出等、監督員が発議する場合は、表 3-2 の承認順序がデフォルトとして設定されています。

(長) 17 70 次 (年) (70 00 00 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 7							
	工事請負者		工事監理受注者		監督員		
発議者	承認者	承認者	承認者	承認者	承認者	承認者	最終決裁者
現場	(監理技術	主任(監	担当	管理	専任	主任	総括
代理人	者補佐)	理)技術者	技術者	技術者	監督員	監督員	監督員

<表3-1>現場代理人発議の場合の例

<表3-2>専任監督員発議の場合の例

監督員			工事監理	里受注者	工事請負者		
発議者	承認者	承認者	承認者	承認者	承認者	承認者	最終決裁者
専任	主任	総括	担当	管理	(監理技術	主任(監	現場
監督員	監督員	監督員	技術者	技術者	者補佐)	理)技術者	代理人

発議者は、表4-1及び表4-2に示す標準的な最終決裁者又は受発注者間の協議を基に最終決裁者及び承認順序を定め、必要があればデフォルトから修正を行い、書類を提出してください。2回目以降は書類を提出する際に「再利用」機能を用いると、設定した承認順序も引用されます。

なお、決裁の過程においても承認順序の修正は可能なため、承認者は必要に応じて 適宜承認順序の修正を行ってください。

FF.110			発護	キャンセル
核原情報		ブレビュー	承認順序設定	一時保存
	工事打合簿			
発譜者	○発注者 ● 請負者			
発誘事項				
工事名	一宮駅移転新設その2工事			
(内容) (復報)				
	_			

<表4-1>承諾、決裁の必要な工事書類の例及び標準的な最終決裁者

工事書類の例	最終決裁者	システム設定
工事打合簿 (指示・協議に用いるもの)		
再生資源利用計画書		
実施工程表	総括監督員	デフォルトのまま
総合施工計画書		
使用資材(機材)一覧表		
工種別施工計画書		
材料(機器)搬入報告書		
施工報告書		
施工図	市ない数量	デフォルトから
機器承諾図	専任監督員	総括監督員と主任監督員を
休日・夜間作業届		省略
施工体系図		
施工体制台帳		
社内/監理/下検査報告書		

<表4-2>条件変更確認請求及び条件変更確認の標準的な最終決裁者

工事書類の例	最終決裁者	システム設定
工事打合簿 (条件変更確認請求に用いるもの)	総括監督員	デフォルトから 工事監理受注者(担当技術 者、監理技術者)を省略
工事打合簿 (条件変更確認に用いるもの)	現場代理人	デフォルトから 工事監理受注者(担当技術 者、監理技術者)を省略

- ※ 工事打合簿を作成する際に入力する発議事項は、「提出」を選択することを基本としてください。公共工事請負契約約款第 19 条第 1 項に基づく確認の請求(条件変更確認請求)及び同第 19 条第 3 項の調査の結果(条件変更確認)の通知の際の発議事項は「通知」を選択することを基本としてください。
- ※ 承認順序に登録されていない者でも、提出書類等の閲覧は可能です。

表4-1及び表4-2に記載のある書類は原則としてシステムにより提出してください。

また表 5 は、決裁をせず、電子成果品として登録が必要なものの一例になります。 これらの提出物をシステムに登録したときは、システムの掲示板機能又は電子メール 等で、登録したことを監督員に通知してください。

<表5>決裁不要で成果品登録するものの例

マニフェスト集計表	竣工写真	
あいくる材使用状況報告書	完成図(竣工図)	
あいくる材使用実績集約表	高度技術・創意工夫等に関する実績状況	

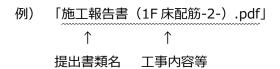
6. タイトル及び添付ファイルの名前の付け方

(1) タイトルについて

書類を提出する際は、帳票種類リストの工事打合簿を選択し、提出書類を工事打合簿に添付して提出してください。工事打合簿のタイトルは、書類一覧の画面に表示され、識別の基準になりますので、提出書類の内容がわかるようにしてください。(機種依存文字は使用が禁止されています。)

(2)添付ファイルの名前の付け方について

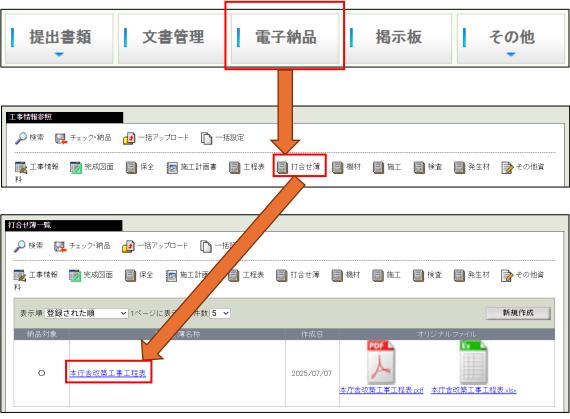
添付する P D F ファイルにタイトルと同じ名前を付けた場合、上書きされるおそれがあるため、同じ名前にならないように注意してください。(最終的に、工事打合簿(鑑)は P D F として保存されます。)(機種依存文字は使用が禁止されています。)



7. 決裁後の処理及び電子納品について

システムを利用して提出した書類は、工事完了後、システムの操作により電子納品することになります。(システムで納品した書類は紙提出する必要ありません(ただし、契約図書等においてあらかじめ紙による納品が指示された場合等を除く)。システムを使わず紙で提出した書類は、紙で納品してください。)

工事請負者は、提出した書類が最終決裁者に決裁された後、書類の管理情報を入力します。(後でまとめて入力するより、書類が完結した都度入力することをお勧めします。) 「工事打合簿」の管理情報の入力方法は、「電子納品」メニューから「打合せ簿」をクリックし、表示される打合せ簿の一覧から管理情報を入力する打合せ簿名をクリックします。



管理情報の設定画面が表示されますので、必須項目を入力します。予め情報が入力されている欄は、その情報に問題ないか確認してください(必須項目以外は空欄のままで結構です)。必須項目を入力及び修正し、最後に納品対象とする箇所にチェックが入っているのを確認し、「保存」ボタンを押してください(電子納品しない場合はチェックを外してください)。

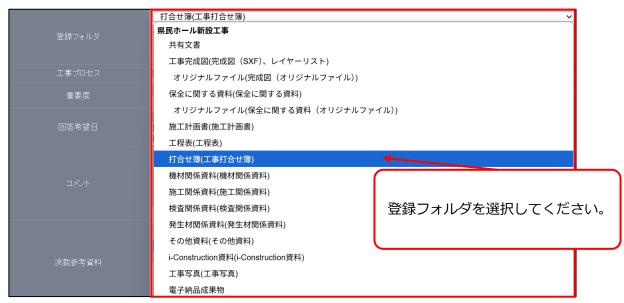


決裁完了後に成果品種別を変更したい場合は、管理情報登録画面より変更が可能です。管理情報設定画面の「資料大分類」のプルダウンより変更したい分類を選択し、「保存」ボタンをクリックしてください。



【工事打合簿提出時に登録フォルダを指定する】

工事打合簿を提出する際、添付するファイルを基準に登録フォルダをドロップダウンリストから選択してください。登録フォルダのドロップダウンリストは以下の通りです。



登録フォルダは下記の表6を参考にしてください。

<表6>登録フォルダの例

添付ファイルの種類	文書管理	成果品種別		
がいってアーブルング主奏	(工事検査用)	(電子納品用)		
工事完成図(竣工図)	工事完成図	DRAWINGF		
工事元成凶(竣工凶)	オリジナルファイル	DRAWINGF¥ORG		
 保全に関する資料	保全に関する資料	MAINT		
休土に関する負付	オリジナルファイル	MAINT¥ORG		
施工計画書	施工計画書	PLAN		
実施工程表	工程表	SCHEDULE		
工事打合簿	打合せ簿	MEET		
使用資材(機材)一覧表	 機材関係資料	MATERIAL		
材料(機器)搬入報告書	(成的)(新典科 	MATERIAL		
施工体系図				
施工体制台帳				
施工報告書	施工関係資料	PROCESS		
施工図				
機器承諾図				
社内/監理/下検査報告書	検査関係資料	INSPECT		
再生資源利用計画書等		SALVAGE		
マニフェスト集計表				
再資源化等報告書	発生材関係資料			
あいくる材使用実施報告書				
あいくる材使用実績集約表				
休日・夜間作業届		OTHRS		
竣工写真				
その他資料	その他資料			
高度技術・創意工夫等に関する実				
施状況				
i-Construction 関連資料	i-Construction 資料	ICON		

【決裁完了後に登録フォルダを変更する】

登録フォルダに保存されたファイルを決裁完了後に移動したい場合は、文書管理機能を利用してください。文書管理より移動したい文書にチェックをつけ、「文書移動」ボタンを押します。



「文書を移動する」画面が表示されますので、「移動先フォルダ」を選択して「移動」ボタンをクリックします。



※文書移動ができるのは、ファイルの登録者(最終決裁者)のみです。

なお、営繕工事電子納品要領においては写真用のフォルダがないため、別途、愛知県デジタル写真管理情報基準(案)によりCD-R又はDVD-Rで提出してください。

注)発注者による工事写真の電子成果品登録

- ※工事写真の電子成果品登録前に、次のことを確認してください。
- ・情報共有システム上で、情報共有システム利用期間内(契約工期終了日の翌月末まで)に、監督員による成果品の「承認」を行ってください。新システムでは、「承認」をしないと、電子成果品保管管理システムへデータが引き継がれません。
- ・監督員は、電子成果品保管管理システムで、情報共有システムのデータが引き継がれたことを確認した上で、別途電子媒体(CD-R又はDVD-R)で提出された工事写真を、電子成果品保管管理システムで案件新規登録をしてください。
- ・なお、電子成果品保管管理システムで工事写真を登録する際、基準は、土木を 選択してください。(営繕には写真フォルダがないため、営繕を選択すると、 工事写真が保存されません。)
- ・案件名称は、案件名称の重複を防ぐため、案件名称の一番前に「【工事写真】」 を追記してください。(例:【工事写真】〇〇高校校舎改修建築工事)
- ・案件の公開範囲は、初期設定のままでよいです。(初期設定では案件、電子成果 品は「組織」に、関連書類は「所属」に公開するに**√**が入っています。)

また、電子納品は、システムを活用して提出した書類の他、特記仕様書等に指示のある場合は、図面データ等もシステムに登録し、合わせて納品してください。(登録方法は、操作マニュアル(工事版)5「電子成果品の登録について」等を参照してください。)

8. 工事検査について



工事請負者は、工事検査の準備として、システムのメニューの [その他] - [検査支援データ作成・ダウンロード] により、検査用のデータをダウンロードしてください。ダウンロードしたデータを事前に検査用のパソコンに保存し、そのデータを用いて、検査を受けます。検査時に工事請負者は、検査員が提示を求めた書類を外部モニタのディスプレイ上に表示できるようにしてください。(ダウンロード方法は、操作マニュアル(工事版)9.(2) 「検査に向けての事前準備(建築局)」を参照してください。)

なお、検査機器は2台用意することとし、用意が困難な場合は、事前協議により 発注者のパソコンを利用する等、発注者が協力するようにしてください。

9. 工事関係書類の別途納品について

システムを利用して提出した書類について、契約図書又は事前協議にて、別途紙及び電子媒体(以下、「紙等」という。)での納品が定められた場合は、システムのメニュー [その他] - [検査支援データ作成・ダウンロード] から、紙等用のデータを作成、ダウンロードしてください。(ダウンロード方法は、操作マニュアル(工事版)9.(1) 「検査に向けての事前準備(建築局を除く)等を参照してください。)